

■ 寒川総合図書館条例

平成18年3月24日条例第9号
改正 平成22年3月23日条例第8号
平成24年9月28日条例第14号
平成28年6月17日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川総合図書館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、寒川総合図書館(以下「図書館」という。)を寒川町宮山135番地の1に設置する。

2 図書館に分室を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
寒川総合図書館北部分室	寒川町宮山2820番地の1
寒川総合図書館南部分室	寒川町一之宮八丁目5番20号

(平24条例14・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 図書館の管理は、教育委員会が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第3条の規定に基づく業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他図書館の管理運営に関して教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手続等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。

(平28条例19・全改)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平22条例8・旧第5条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年教委規則第5号で平成18年11月1日から施行)

附 則(平成22年3月23日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第14号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月17日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川総合図書館条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。